



## ハマチョクドンッ! 横浜市場直送店登録制度がスタートします



～小売店や飲食店の皆様の登録をお待ちしています～

横浜市場では、「市場流通の食材がどこで食べられるのか」という市民の方の声や「市場流通の食材を扱っている目印が欲しい」という飲食店などからの要望が寄せられていました。

この度、横浜市中央卸売市場仕入れの小売店や飲食店を、「横浜市場直送店」として登録し、市民の皆様に広く周知することで、小売店、飲食店の支援を行うとともに仲卸業者等の販路拡大及び売上高の増加に繋げる「横浜市場直送店登録制度」を創設しました。

### 概要

#### (1) 対象部

水産物部、鳥卵部、食肉部

#### (2) 登録の基準

- 横浜市場の卸売業者、仲卸業者、売買参加者から水産物、鳥肉鶏卵及び食肉に係る生鮮食料品を継続して仕入れていること
- 食品衛生法の営業許可を受けていること

「ハマチョクドンッ!」て?

横浜市場（ハマ）から直接仕入れ（チョク）でドンッ（ドンッ）とお店で出すことをイメージして作ったフレーズです

### ■横浜市場が小売店や飲食店を応援します■

1

直送店の目印となる  
ポスターやステッカーを配付します

2

横浜市のホームページ・フェイスブックへの掲載やデジタル広告を活用した直送店のPRを行います

3

市場の各種イベントを通じて、市民が小売店や飲食店を知る機会を作ります



(ポスター)



(ステッカー)

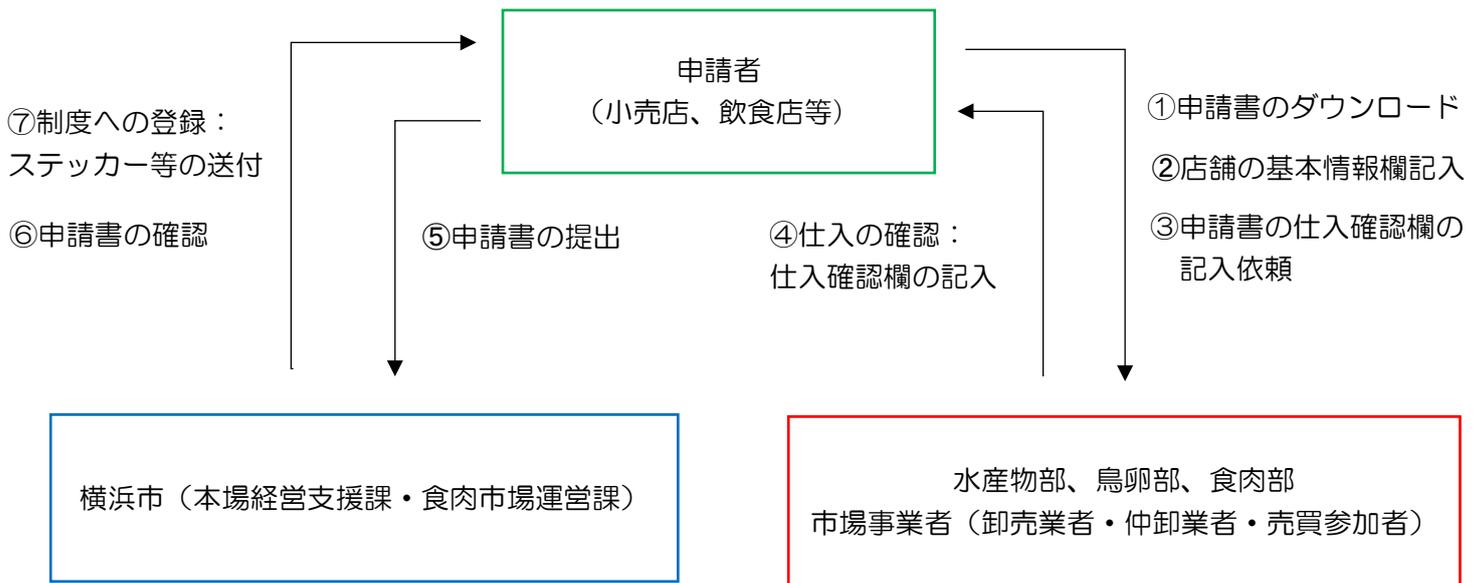
#### ◆出川哲朗さんについて◆

市場直送店の目印となるポスターには、実家のお店が市場内にある「出川哲朗さん」をメインキャラクターに起用しました。出川さんには、多くの場面で横浜市場の魅力を発信していただいています。

## 登録手続きの流れ

- ① 申請者（小売店・飲食店等）が横浜市中央卸売市場ホームページから申請書をダウンロード
- ② 申請者（小売店・飲食店等）が店舗の基本情報欄を記入
- ③ 申請者（小売店・飲食店等）が仕入れ先市場事業者（卸売業者・仲卸業者・売買参加者）に仕入確認欄の記入を依頼
- ④ 市場事業者（卸売業者・仲卸業者、売買参加者）が仕入れの確認及び確認欄への記載
- ⑤ 申請者（小売店・飲食店等）が横浜市に登録申請書を提出
- ⑥ 横浜市が申請書を確認（本場経営支援課、食肉市場運営課）
- ⑦ 制度への登録（ステッカー等の送付）

### 【イメージ図】



## 登録開始日

令和3年3月11日（木）

## 登録制度紹介先

- 横浜市中央卸売市場ホームページ  
URL： <https://www.city.yokohama.lg.jp/business/kigyoshien/chuoshijo/promotion/chokusou/index.html>
- 横浜市中央卸売市場フェイスブック  
URL： <https://www.facebook.com/city.yokohama.market.honjou>

※本件は、横浜経済記者クラブへも同時発表しています。

### お問合せ先

(制度全般について) 経済局中央卸売市場本場経営支援課長	藤咲 貴裕	Tel 045-459-3331
(食肉部について) 経済局中央卸売市場食肉市場運営課経営担当課長	古川 聡	Tel 045-511-0494